

第3次宍粟市総合計画前期基本計画案及び第3次宍粟市地域創生総合戦略案に関する パブリックコメント実施要領

1. 案件名

第3次宍粟市総合計画前期基本計画案及び第3次宍粟市地域創生総合戦略案に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和8年9月15日（火）から令和8年10月15日（木）まで

3. 事務局

市長公室 地域創生課

4. 募集の趣旨

このたび、第3次宍粟市総合計画前期基本計画案及び第3次宍粟市地域創生総合戦略案がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料（別添参照）

- （1）第3次宍粟市総合計画前期基本計画案
- （2）第3次宍粟市地域創生総合戦略案
- （3）第3次宍粟市総合計画前期基本計画案 概要版
- （4）第3次宍粟市地域創生総合戦略案 概要版

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
市長公室 地域創生課	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分
市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和8年10月15日まで終日

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提 出 先	
持 参	市長公室 地域創生課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 9 時～午後 4 時 30 分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	市長公室 地域創生課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 市長公室 地域創生課 宛て	
ファックス	0790-63-3060	
電子メール	kikaku-kk@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	意見入力フォームより送信してください。	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。